

## 「大学の自治」についての回答に対しての追質問および意見について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月12日）

（1）質問「「大学の自治」について」で回答いただいた内容に関し、指摘されました2点についておおむね同じように考えております。

私がお聞きしたかったのは、吉田南1号館封鎖を行ったもののうち京都大学に籍を置く者について、刑事告訴がなされている一方、何らかの学内処分は行われていないという点についてです。

京都大学としては、学内での処分は行わないのでしょうか。

4月19日投稿の「吉田南1号館封鎖事件について」への回答中に学内処分の可能性を検討している旨記載されておりますが、この回答をいただいた時点で吉田南1号館封鎖という行動から半年以上が経過しております。

（2）京都大学本部事務分掌規程第21条第1項に学生課は「学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。」を、同規程第22条第5項に厚生課は「学生の補導に関すること。」をつかさどるとされております。

また、6月28日施行の京都大学本部事務分掌規程の一部を改正する規程において、第21条第1項に学生課は「教育推進及び学生支援に関し、総括し、及び連絡調整すること。」、第5項に「その他教育推進及び学生支援に関する事務で、厚生課、教務企画課、国際教育交流課及び入試企画課の所掌に属しない事務を処理すること。」をつかさどるとされております。

「学内処分の可能性も含め検討」という学生の補導に関する内容を教育推進・学生支援部学生課（または厚生課）ではなく総務部総務課が回答された理由をお聞かせください。

【回答】（回答日：2016年7月28日）

（教育推進・学生支援部厚生課より）

（1）2016（平成28）年7月19日に大学ホームページに「学生の懲戒処分について」として公表しておりますように、京都大学通則第32条に定める「学生の本分を守らない者」として、平成28年7月12日付けで同通則第33条に定める停学（無期）処分とすることを決定したところです。

（2）2016（平成28）年4月19日付けで投稿のあった「吉田南1号館封鎖事件について」は、複数の担当部課に跨がる内容であったため、総務部総務課でとりまとめ回答したものです。